

平成 26 年度文部科学省事業

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

職業実践専門課程（情報・IT 分野） 第三者評価基準書 (Ver.2.0)

平成 27 年 3 月

目次

1 評価の目的	3
2 基本の方針	3
(1) 評価基準の構成	3
(2) 評価の観点	3
(3) 評価方法	4
情報・IT 分野第三者評価基準	5
基準1 教育理念・目標	5
基準2 学校運営	5
基準3 教育活動	6
基準4 学修成果	8
基準5 学生支援	9
基準6 教育環境	9
基準7 学生の受入れ募集	10
基準8 教育の内部質保証システム	11
基準9 財務	12
基準10 社会貢献・地域貢献	12
基準11 国際交流（必要に応じて）	12
付録 学修成果の評価基準作成手順	

1 評価の目的

文部科学省「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進において、各分野のコンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、各分野に特化した評価基準を作成し、第三者評価を実施することが求められています。

本評価は、情報・IT 分野のコンソーシアムにおいてこの要請に応えるべく、職業実践専門課程（情報・IT 分野）の第三者評価基準の試案を作成し、これにもとづく第三者評価を試行的に実施していくものです。本評価では、職業実践専門課程（情報・IT 分野）における学修成果に重点をおき、教育水準の維持・向上を図るとともに、各学校がその個性や特色を発揮しながら発展していくことに資することを目的としています。

2 基本の方針

(1) 評価基準の構成

第三者評価を行うには、評価基準に則った自己点検・評価を行っていることが前提となります。評価基準は、以下の11項目から構成されています。これらの項目は、「専修学校における学校評価ガイドライン」にて例示されている自己点検・評価表をベースに、教育・訓練における学習サービス及びサービス事業者向け基本的要求事項である国際規格 ISO 29990 と比較し、国際通用性への対応等を考慮して設定したものです。（ガイドラインの自己点検・評価表をベースにし、不足していた項目を補いました。）

なお、各学校において自己点検・評価を行い、教育の質を維持・向上していくために、内部質保証についての項目も付加しています。

- 基準1 教育理念・目標
- 基準2 学校運営
- 基準3 教育活動
- 基準4 学修成果
- 基準5 学生支援
- 基準6 教育環境
- 基準7 学生の受入れ募集
- 基準8 教育の内部質保証システム
- 基準9 財務
- 基準10 社会貢献・地域貢献
- 基準11 国際交流（必要に応じて）

(2) 評価の観点

第三者評価の実施にあたっては、職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）

について、社会との接続を考慮して以下の観点から評価を行う必要があります。

①設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定します。

- ・ 教員資格、教員数
- ・ 授業時数
- ・ 校地校舎の面積、設備

②職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定します。

- ・ 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・ 企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・ 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ ホームページにおける情報提供

③学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価します。

- ・ 職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等
職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目的達成のために適切に機能しているか
- ・ 上記以外の教育内容等
教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。 等

④内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価します。

上記①、②については、職業実践専門課程としての要件を満たしているかどうかを評価するための観点であり、③、④については、職業実践的な教育の質保証・向上のために、学校が学生の学修成果を中心として設定した目的・目標を達成できているか、また、自律的に教育活動等の改善・向上を図ることができる仕組みが構築されているかどうかを評価するための観点です。

(3) 評価方法

評価基準は、基準ごとにその内容を説明した上で、基本的な観点が設定されています。第三者評価を受ける学校は、すべての基本的な観点について自己点検・評価することが求められます。また、学校の目的・目標に照らして、独自の観点を各学校が設定して評価することも可能です。自己点検・評価においては、すべての基本的な観点について、以下の4段階で評価します。

4：適切

- 3：ほぼ適切
- 2：やや不適切
- 1：不適切

また、自己点検・評価、第三者評価では、評価の根拠資料（エビデンス）に基づき評価しますので、根拠資料（エビデンス）を明確にする必要があります。

情報・IT分野第三者評価基準

基準1 教育理念・目標

この基準では、学校の教育理念・目標が社会との接続の観点を含めて明確に定められているか、さらに、その教育理念・目標が、情報・IT分野の職業実践的な教育に適したものとなっているかを評価します。

- 1-1 理念・目的・育成人材像は定められているか（専門分野の特性が明確になっているか）
- 1-2 学校の将来構想を描くために、業界の動向やニーズを調査しているか
- 1-3 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
- 1-4 学校における職業教育の特色は明確になっているか
- 1-5 理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか

基準2 学校運営

この基準では、学校の職業教育に係る基本的な組織構成や、その他の職業教育を展開する上で必要な実施体制やマネジメントシステムの状況について評価します。

- 2-1 専修学校設置基準及び職業実践専門課程認定要件に沿った適切な運営がなされているか
- 2-2 運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか
- 2-3 教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか
- 2-4 目的等に沿った事業計画が策定されているか
 - ・ 教育理念・目的などに沿った教育品質方針が、年度目標、運営組織、キープロセスなどとともに、事業計画に盛り込まれているか
- 2-5 事業計画に沿った運営方針が策定されているか
- 2-6 人事、給与に関する制度は整備されているか
- 2-7 教職員と非常勤講師等との定期的な情報共有を図っているか

- 2-8 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか
- 2-9 教育活動に関する情報公開が適切になされているか
- 2-10 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
- 2-11 教育方針や目標を含むマネジメントシステムの継続的な適合性、妥当性、有効性を確保するためにマネジメントレビューを実施しているか
- 2-12 学生や保護者、その他利害関係者からの苦情・要請等への対応など、不適合を特定し、対処する手順（予防処置及び是正処置）を確立しているか
- 2-13 利害関係者が不満を抱いている場合や、利害関係者と学校側とで意見の相違がある場合の相談受付方法を案内しているか
 - ・ 「苦情及び相談対応窓口」を設置し、その運営を管理するとともに、利害関係者に周知しているか

基準3 教育活動

この基準では、学校の教育目標を達成するために、教育内容及び方法が適切に定められているか、また、教員、教育支援者や教育補助者が適切に配置されているかについて評価します。

- 3-1 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。
 - ・ 講義（授業）や実習への出席など、学生の義務と責任について、学校案内や受講規約によって説明しているか
- 3-2 キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか。
 - ・ 各学科の到達目標を設定するために、高校生や高等学校教諭、求人企業の方、保護者などを対象に業界の動向やニーズ調査をしているか
- 3-3 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか
- 3-4 情報・IT分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
- 3-5 資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか
- 3-6 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか
- 3-7 Can・Doを意識した各コマの授業シラバスが作成されているか
- 3-8 情報・IT分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技・実習等）が体系的に位置づけられているか
 - ・ 企業・施設等での職場実習がある場合、「実習の手引き」または仕様書などで、利害関係者の役割及び責任を明確にしているか
- 3-9 シラバスあるいは講義要項などが事前に学生に配布されているか

- ・ シラバスあるいは講義要項に評価の方法とスケジュールを掲載
- 3-10 実習室等の学校施設、設備の利用割り当て（スケジュール管理）が明確になっているか
- 3-11 学生によるアンケートなどで、授業評価を適切に実施しているか
 - ・ 学生の前提スキルや要件の妥当性について見直すために必要な情報をアンケートやヒアリングなどで収集しているか
 - ・ 評価の過程において、差別的行為や恣意的な捜査を排除するための対策を講じているか（学生評価及び教職員やカリキュラムの評価）
 - ・ 評価のために収集する情報（テスト、アンケート等）は、評価範囲を網羅し、信頼性があり、有効なものとなっているか
- 3-12 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか
 - ・ 評価における偏りを減らすために、適正な処置を講じているか
- 3-13 職業教育に関する外部関係者からの評価を取り入れているか
- 3-14 授業評価の実施・評価体制はあるか
 - ・ 上記の評価者を選定している基準が明確になっているか
- 3-15 閲覧権限の設定がなされ、個人情報保護への配慮がされているか
- 3-16 教育の質向上に役立つ改善点を明確にするために、教育を提供している状況（学習環境等）を確認・検証しているか
- 3-17 人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか
 - ・ 専修学校設置基準に沿った教員等の配置が適切になされているか
 - ・ 教職員（事務部門を含む）それぞれの職務分掌が、職務記述書のような形で文書化されているか
 - ・ 上記の職務記述書は、適切な間隔でレビュー（見直し）されているか
- 3-18 教職員のコンピテンシーを職務記述書と関連付けながら評価し、それらの評価結果を記録しているか
 - ・ 評価結果に基づく教職員面接（非常勤を除く）を実施しているか
 - ・ 評価結果のフィードバックを踏まえて、意欲や仕事の満足度について教職員からフィードバックを得ているか
 - ・ 評価手順は、授業等を提供するチームのコンピテンシーを考慮しているか（過不足が生じないように、必要なコンピテンシーを定めているか）コンピテンシーの項目設定においては、教職員に求められる専門分野のスキルとレベルを明確化すること
- 3-19 情報・IT 分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか
- 3-20 職員の能力開発のための研修等が行われているか（研修等の効果を評価し、文書により記録しているか）

- 3-21 情報・IT 分野における業界等との連携において優れた教員（本務・兼務含め）の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか

基準 4 学修成果

この基準では、認定課程が目的・目標に設定されている学修成果等について評価します。

情報・IT 分野における認定課程のカリキュラムや学修成果が、実践的な職業教育の視点に立った内容となっているか、また、その上で適切な評価が実施されているかについての具体的な評価項目は、育成する人材像に沿って学校ごとに定めることが望まれるため、別紙にて明確にしておくことが必要です。（具体的な評価項目の作成手順については、付録「学修成果の評価基準作成手順」を参照）

- 4-1 学生の学修成果の評価に際して、育成する人材像に沿った評価項目を定め、明確な基準で実施されているか
- 4-2 卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
- 4-3 評価目標ならびに想定される評価範囲を記述できているか
- ・ 期末テストや小テストなどを行う際、評価目標（何のために評価を行うのか。例えば、〇〇の理解度を確認するため等）を明示する（シラバス等への記述でよい）。
 - ・ アンケート調査を実施する際に、評価目標（上記に同じ）や評価範囲（例えば、学生アンケートを行う際に、「講師の教え方を評価するための情報収集」が評価目標であれば「講師」が評価範囲となる）を明示する。（これらは、明確化し、記述できていることのみが求められているので、必ずしもアンケート対象者に伝えなくてもよい。）
- 4-4 学生の評価だけでなく、教職員やカリキュラムの評価も含め、評価方法及び手段、スケジュール及び根拠を記述しているか
- 4-5 成績証明書等、評価結果が社会的通用性を高める形式となっているか
- 4-6 ニーズ調査結果に基づき目的（到達目標）を設定し、目的に対する評価を結論としてとりまとめた評価報告書を作成しているか
- ・ 評価報告書はわかりやすく、結論を導き出すに至った観点、手順及び根拠が明確に記述されているか
 - ・ 就職率の向上が図られているか
 - ・ 資格取得率の向上が図られているか
 - ・ 退学率の低減が図られているか
- 4-7 学習サービス（教育・訓練）を受託または委託する場合、目的、要望、最終目標及び要件を明確にしているか
- 4-8 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか

基準5 学生支援

この基準では、学生支援について評価します。

学生は、学生生活を送る上で、様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、学校としては学生の抱える問題やニーズを把握するとともに、適切な支援を行うことが必要です。

学生が抱える問題等としては、授業の履修、学習に関するもの、生活、就職に関するもの、ハラスメント等が考えられ、これらの問題への相談・助言体制等の整備が必要です。また、学生の部活動等の課外活動は広い意味での職業教育の一環として重要であり、これらの課外活動が円滑に行われるよう支援が必要です。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等が考えられ、学生支援として必要な要素です。留学生、社会人学生、障がいのある学生等、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

5-1 進路・就職に関する支援体制は整備されているか

5-2 学生相談に関する体制は整備されているか

5-3 保護者と適切に連携しているか

- ・ 例えば、就職させることを目的としていることを確認し、資格取得やビジネスマナー、マインドの醸成に努めるなど

5-4 社会人学生のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか

- ・ 社会人学生とは、科目等履修生や就業経験のある学生のこと
- ・ 社会人の学び直しへの対応（カリキュラムの提供）など

5-5 卒業生への支援体制はあるか

5-6 図書室・図書コーナー等、ホットライン、カウンセリングサービス、コンピュータの利用、メンタリングなどの学習サポートについて案内しているか

5-7 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか

5-8 学生の健康管理を担う組織体制はあるか

- ・ 担任以外に学生の健康管理・メンタルヘルスについて相談できる担当者がいるか

5-9 課外活動に対する支援体制は整備されているか

5-10 学生の生活環境への支援は行われているか

5-11 高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか

基準6 教育環境

この基準では、教育環境について評価します。

講義室、研究室、実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方

法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていなければなりません。また、学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実際に利用できる状態にしていなければなりません。さらに、自主学习や課外活動のための施設・設備の整備も重要です。これらは学校の有する資産として、適切に維持・管理されているとともに、安全・防犯に関する体制も整備されていなければなりません。

- 6-1 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
- 6-2 学校施設・備品等が定期的に管理・点検されているか
- 6-3 教職員に対して、学習指導のための教育訓練や安全管理のための避難訓練を実施しているか
 - ・ 学習指導のための教育訓練とは、例えば、新任の講師に対するプロジェクターの使い方や、電子黒板の使い方などの教育訓練（新任研修）のこと
- 6-4 防災に対する体制は整備されているか
 - ・ 事業継続に関するリスクを特定、評価、管理することが理事会・評議会の議題にあがっているか、または危機管理委員会のような組織があるか
- 6-5 学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか

基準 7 学生の受入れ募集

この基準では、学生の受入方針及び受入状況等について評価します。

学校における学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものです。適切な体制によって、公正かつ妥当な方法により行われることはもちろんのこと、その上で、学校の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見出だすという観点に立って実施されることも併せて重要となります。そのためには、学校の教育の目的・目標に沿って、どのような能力や適性等を持った学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた学生の受入方針を明確に定めることが求められます。また、入学候補者に対しては、入学に際しての要件および選抜方法や、入学後の教育成果などについて適切に明示することも「求める学生」を適切に見出だすために重要です。

- 7-1 学生募集活動は、適正に行われているか（例えば、入学願書などの契約書を取り交わし、それらの文書を適切に管理しているか）
- 7-2 履歴書（学歴、所有資格など）を適切に入手し、適切な管理を行っているか
- 7-3 学校案内等には選抜方法など、入学に必要なスキル、資格、職業経験などの、前提となる要件が明示されているか

- 7-4 学校案内等に、受験料、入学金、学費、学習教材の購入費等が明示されているか
- 7-5 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
- 7-6 評価手段及びその基準、修了時に発行される証明書等について説明しているか
- 7-7 学力の不足や障がいに関する特別なニーズを特定しているか
 - ・ 例えば、言語、文化、読み書き能力に関するニーズ
 - ・ 障がいへの対応、就職に対する要望なども含む
- 7-8 教育の履行、人的・物的資源の提供、個人情報取り扱い、安全管理など、学校側の義務と責任を学生と保護者に案内しているか
- 7-9 学納金は妥当なものとなっているか

基準 8 教育の内部質保証システム

この基準では、教育の内部質保証システムについて評価します。

教育の目的・目標を達成するためには、教育の状況について継続的に点検・評価し、その教育の質の保証を行うとともに、改善・向上に取り組むことが求められます。そのためには、教育の取組状況や、学校の教育を通じて学生が身に付けた学修成果を点検・評価し、その結果に基づいて、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、その体制が機能していることが必要です。

また学校は、広く社会の信頼を得るべく法令や設置基準を順守する必要があります。それらも踏まえ、教育の内部質保証システムとして、法令や設置基準を順守する方針・姿勢を教職員及び学生に対して周知徹底を図ることも含め、内部監査を通じた継続的な点検や改善活動を実施していくことが求められます。

- 8-1 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
 - ・ 個人情報保護法について理解を深めることはもちろんのこと、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 24 年 3 月 29 日文部科学省告示第 62 号）」への対応も確認すること
- 8-2 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか
- 8-3 文書管理規程、文書管理リスト（ファイル管理簿）ならびに決裁の流れを含む決裁規程（文書処理規程）が文書化されているか
 - ・ 内部質保証を行う際、質保証の根拠となるのは文書・記録類となる
 - ・ 適切な記録の要件は、真正性、信頼性、完全性、利用性が確保されていることである（参考：JIS X 0902「情報及びドキュメンテーション—記録管理—」）
- 8-4 自己点検・評価や内部監査の実施と問題点の改善に努めているか
- 8-5 監査や評価基準の知識を有する適任者により適切に監査され、当該課程・部署の責任者に監査結果を報告しているか
 - ・ 評価基準とは、本評価基準や ISO 29990 など学習サービス（教育・訓練）を評価

する際の基準

- ・ 内部監査を行う際には自分が所属している課程・部署の監査を行ってはいけない

- 8-6 内部監査での指摘事項として、改善すべき点を明確にしているか
- 8-7 内部監査の結果を受けて取られる処置が、適切な時期及び適切な方法で実施されているか
- 8-8 自己点検・評価結果を公開しているか

基準 9 財務

学校の諸活動を将来にわたって適切かつ安定的に進めていくためには財務基盤が安定していることが不可欠です。学校は、各種財源から収入を得て、それを管理・運用し、それぞれの目的に応じて予算を配分しますが、その際に、明確な計画、配分の方針が策定され、履行されていなければなりません。そして、学校の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され、また、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されている必要があります。

- 9-1 財務について会計監査が適正に行われているか
- 9-2 財務情報公開の体制整備はできているか
- 9-3 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか
- 9-4 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか

基準 10 社会貢献・地域貢献

学校は、教育関連の資源を活かし、正規の課程以外に社会人を対象とした生涯学習事業や雇用促進への支援を行うことが求められ、これにより職業教育の伸展にも寄与するものと期待されます。また、学校には、学生にボランティア活動の意義を伝え、奨励、支援することで、社会の一員としての自分の存在意義を認識し、互いが支えあう社会の仕組みを考察する機会を提供することが求められます。

- 10-1 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
- 10-2 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか
- 10-3 地域に対する公開講座・教育訓練（公共職業訓練等を含む）の受託等を積極的に実施しているか

基準 11 国際交流（必要に応じて）

この基準では、諸外国の学校などと連携し、留学生の受け入れ等の交流を行っているか、また、そのための適切な仕組みが整備されているかについて評価します。留学生が学習後に日本や本国での日本企業に就職する上で、職業教育機関である学校は大きな役割を果た

すことができます。

- 11-1 留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行っているか
- 11-2 留学生の受入れ・派遣、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか
- 11-3 留学生の学修・生活指導等について学内に適切な体制が整備されているか
- 11-4 学習成果が国内外で評価される取組を行っているか